

災害対策・BCP（業務継続計画）

- 1 障害福祉施設が策定する災害関連計画
- 2 非常災害対策計画の策定
- 3 避難確保計画
- 4 災害時情報共有システムの運用について

1 障害福祉施設が策定する災害関連計画

- BCP（業務継続計画）
- 非常災害対策計画
厚生労働省令、県条例
cf.消防計画
- 避難確保計画
 - ・水防法（第15条の3）
 - ・土砂災害防止法（第8条の2） etc.
- 原子力災害避難計画
茨城県地域防災計画

BCP（業務継続計画）

- 障害福祉サービスは、災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。必要なサービスを継続的に提供するため、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP: Business Continuity Plan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、厚生労働省において、障害福祉サービス等事業所における業務継続ガイドライン等が示されています。
- 業務継続計画は、令和3年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、運営基準において業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられています。各事業所におかれましては、感染症や災害発生時等においても必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築すべく「業務継続計画（BCP）」を作成いただきますようお願いいたします。
- 令和6年（2024年）までの経過措置（準備期間）が設けられているところですが、現在の新型コロナウイルス感染症の状況や、台風、豪雨等に伴う風水害の発生リスク等への備えとして、可能な限り早期に取組みを進めていただくようお願いいたします。

BCP（業務継続計画）

障害福祉サービス事業所等における責務

- 業務継続計画を作成後、実効性のあるものにするためにも、以下の取り組みが求められます。
- 職員への周知、災害等を想定した研修および訓練
 - 平常時、緊急時における対応の理解の励行
 - 定期的な訓練、研修の実施（※年2回以上）
※在宅系は年1回以上
 - 業務継続計画の発動基準についての検討 等
- 作成した計画の定期的な見直し
 - ハザードマップ等の見直しに伴う対応策の検討
 - 重要業務（優先順位）の整理
 - 災害時における職員の出勤状況についての把握 等

BCP（業務継続計画）

平時からの対応（共通事項）

- 感染症、災害発生時における法人内職員等の応援体制の確認
- 優先業務の明確化
- 必要な資源の確保 など

※厚生労働省作成による、「自然災害」及び「感染症」に係る業務継続計画の研修動画が公開されております。

BCP（業務継続計画）

入所・入居系事業所等における業務継続計画作成の主な留意点

【感染症、災害が予想される場合の対応】

- 人員基準等について不測の事態に備えて指定権者へ相談
- 利用者、家族、相談支援事業所等への情報提供（提供可能なサービスの変更など）
- 利用者に引き続き提供可能な業務、規模や頻度を減らしても対応できる業務の整理 など

【感染症、災害発生時の対応】

- 生活空間、動線を踏まえたゾーニングの実施
- 併設する通所系サービスの休業の検討
- 業務継続計画の発動 など

BCP（業務継続計画）

通所系事業所における業務継続計画作成の主な留意点

【感染症、災害が予想される場合の対応】

- ・人員基準等について不測の事態に備えて指定権者へ相談する
- ・利用者、家族、相談支援事業所等への情報提供
- ・利用者に対する代替的支援の検討
- ・送迎手段、送迎ルートの確認
- ・自主休業基準の検討 など

【感染症、災害発生時の対応】

- ・利用者の安否確認
- ・休業の検討、実施（休業要請あるいは自主休業）
- ・代替的支援の実施に係る連絡調整
- ・業務継続計画の発動 など

BCP（業務継続計画）

訪問系事業所における業務継続計画作成の主な留意点

【感染症、災害が予想される場合の対応】

- 利用者、家族、相談支援事業所等への情報提供（休業の実施等）
- 利用者宅等への移動手段、方法の確認 など

【感染症、災害発生時の対応】

- 利用者の安否確認
- サービス提供手段（場所、時間等）の検討
- 相談支援事業所等と連携して、必要に応じて、他事業所の訪問サービスへの変更を検討
- 業務継続計画の発動 など

2 非常災害対策計画の策定

基準省令(令和3年3月23日改正)による位置づけ※全事業所

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する**具体的計画**を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
 - (計画に定める事項)
 - 立地条件、災害に関する情報の入手方法、災害時の連絡先及び通信手段の確認、避難を開始する時期・判断基準、避難場所、避難経路、避難方法、災害時の人員体制・指揮系統、関係機関との連絡体制
- 非常災害に備えるため、**定期的に避難、救出その他必要な訓練**を行わなければならない。
 - ①消火訓練及び避難訓練
 - ・障害児入所施設等：毎月1回以上
 - ・障害児通所（センターを除く）障害者施設：定期的な実施(年2回以上)
 - ※入所系施設は夜間を想定した訓練の実施
 - ※消防署、警察署等の専門機関の参加
 - ②通報訓練：定期的に実施
- 訓練の実施に当たって、**地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。**

3 避難確保計画

水防法・土砂災害防止法

(策定対象施設)

水害・土砂災害リスクが高い区域（浸水想定区域・土砂災害警戒区域）に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある**要配慮者利用施設** ⇒利用者の円滑かつ迅速な避難の確保
(計画に定める項目)

計画の目的、計画の適用範囲、防災体制、情報の収集及び伝達、避難の誘導、避難確保を図るための施設の整備、防災教育及び訓練の実施
自衛水防組織の業務

(その他法律で義務付けられている事項)

- ・避難確保計画の**市町村への提出**（計画変更時も同様）
- ・水害等に備えた**避難訓練**の実施

近年風水害被害が甚大化しています。
計画の点検や見直しをお願いします。

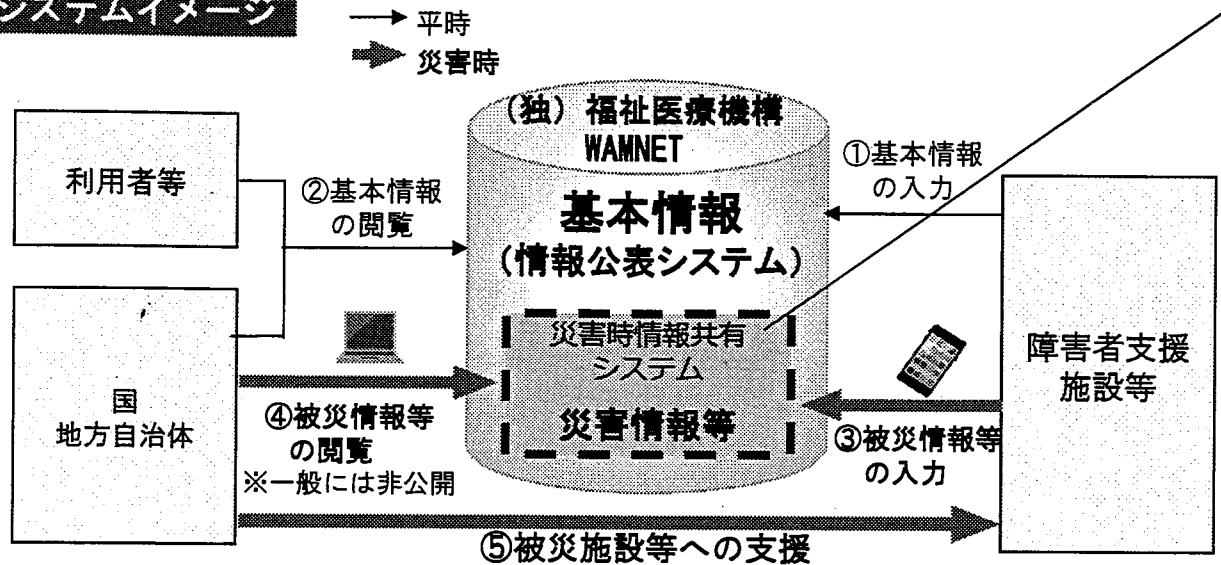
☞ハザードマップの参照・市町村への確認を行い、要配慮者施設に該当し、避難確保計画未策定の場合は、策定のうえ立地市町村に提出して下さい。
計画策定作成の手引・避難点検マニュアル等、詳細は国土交通省HP参照
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02_tk_000001.html

障害者支援施設等の災害時情報共有システムの運用について

事業概要

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげるため、今年度、障害者支援施設等に係る災害時情報共有システムの構築を進めており、令和3年度より運用を開始する予定としている。

システムイメージ



システムで取扱う主な災害情報

- ・ 人的被害の有無
- ・ 建物被害の有無
- ・ 建物被害の状況
- ・ ライフライン(電気・水道等)の状況
- ・ 物資(食料・飲料水等)の状況
- ・ 支援の要否
- ・ 避難又は開所の有無 など

※画面イメージは次頁参照

システム化によるメリット

▶ 被災施設等への支援の迅速化

※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能

▶ 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化

※従来自治体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略化され、より優先度の高い業務への従事が可能

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

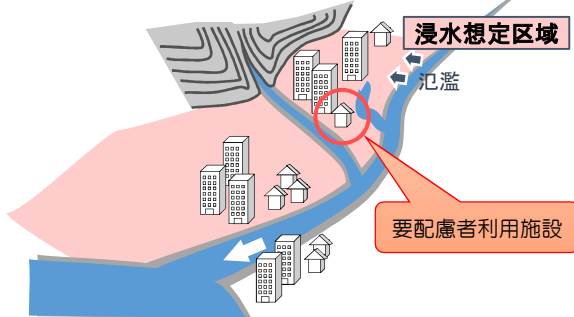
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



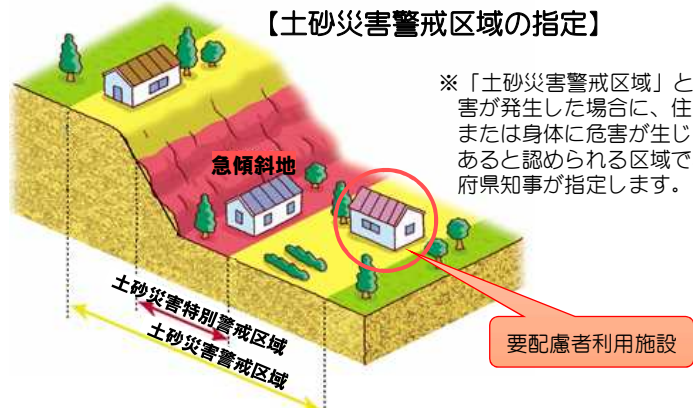
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>